# daily コラム

2024年10月24日(木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

# 不法就労助長とリスク

## 法改正とその影響

人手不足が慢性化している我が国では、 外国人労働者の存在は軽視できません。予 定されている入管法の改正でも、技能実習 制度の廃止と、これに代わる育成就労制度 の創設に注目が集まっています。同時に今 回の改正では、不法就労助長罪について、 法定刑の上限引き上げが予定されています。 外国人労働者を雇用する企業は、企業に悪 意がなくても、制度を知らないばかりに、 いつのまにか法に触れてしまう可能性があ ります。まずは、不法就労助長の理解を深 め、その対策を考える必要があります。

## 不法就労助長とは

不法就労助長とは、その名の通り「不法就労活動」を「助長すること」です。「不法就労活動」の定義は入管法に規定がありますが、ごく簡潔にいえば不法就労活動とは、資格外活動と不法残留者等が行う就労とを合わせたものといえます。さらに、資格外活動は、就労が認められる在留資格を有していない外国人が、許可なく就労する場合と、在留資格で認められる就業の範囲を超えて就労する場合とに区分されます。

この不法就労活動の定義を前提として、 入管法では、次の3類型を「不法就労助長」 と定めています。①不法残留者等を就労させる場合②就労できる在留資格を有していない外国人を許可なく就労させる場合③就労制限のある在留資格の外国人をその制限を超えて就労させる場合

### 不法就労助長の罰則等

①刑事罰:不法就労助長は、入管法の罰則 として定められています。仮に有罪となっ た場合には、懲役刑(法改正後は拘禁刑)又 は罰金刑若しくはその両方が課されます。 ②刑事罰以外のペナルティ:その企業の業 種によっては、様々な許認可を取得する必 要がありますが、当該不法就労助長によっ て、取消事由や欠格事由に該当する可能性 があります。また、その後の技能実習生な ど外国人労働者の受入れに関してのマイナ ス材料になることも考えられます。さらに は、不法就労助長により、経営者や企業等 が送検されるような場合には、報道などを 含め企業名が公表されることがあります。 一度このような事案で報道等されてしまう と、企業イメージの低下などレピュテーシ ョンリスクが生じることさえあり得ます。 外国人を雇用する場合、これらの意識を高 め、十分な対策を取ることが必要です。



正しい知識と情報で外国人労働者を戦力にしましょう